

令和7年第1回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和7年2月27日招集

八潮市犯罪被害者等支援条例

1 趣 旨

犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に係る基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務等を定めることにより、市の犯罪被害者等の支援体制の整備を図るための制定

2 内 容

(1) 目的（第1条）

この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(2) 定義（第2条）

- ① 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- ② 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- ③ 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。
- ④ 関係機関等 国、埼玉県その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- ⑤ 市民等 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは市内において活動を行う個人若しくは団体をいう。
- ⑥ 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(3) 基本理念（第3条）

- ① 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。
- ③ 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受

けることができるようにしなければならない。

(4) 市の責務（第4条）

① 市は、(3)に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

② 市は、①の施策を円滑に実施することができるよう関係機関等と相互に連携及び協力を図るものとする。

(5) 市民等の責務（第5条）

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(6) 事業者の責務（第6条）

① 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

② 事業者は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すために必要な各種の手續に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について十分配慮するよう努めるものとする。

(7) 相談及び情報の提供等（第7条）

① 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

② 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談に応じるとともに、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(8) 見舞金の支給（第8条）

① 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給を行うものとする。

② 見舞金の支給の対象となる者、見舞金の額その他見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(9) 日常生活の支援（第9条）

市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(10) 安全の確保（第10条）

市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の

適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(11) 市民等及び事業者の理解の増進（第 1 1 条）

市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(12) 人材の育成（第 1 2 条）

市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(13) 委任（第 1 3 条）

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

見舞金に係る規定は、施行日以後に行われた犯罪等により被害を受けた者について適用する。

議案第 22 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 趣 旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするための改正

2 内 容

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理する。

(1) 懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴う整理

現行	改正後
----	-----

懲役	→ 拘禁刑
----	-------

禁錮	→ 拘禁刑
----	-------

(2) 改正の対象となる条例

- ① 八潮市職員の給与に関する条例
- ② 市長等の給与等に関する条例
- ③ 八潮市公害防止条例
- ④ 八潮市土砂等のたい積及び投棄の規制に関する条例
- ⑤ 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例
- ⑥ 八潮市個人情報保護法施行条例

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 23 号

八潮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を踏まえ、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするための改正

2 内 容

- (1) 時間外勤務の免除について、対象となる子の範囲を拡大する。(第 8 条の 3 関係)

現 行

改正後

3 歳に満たない子 → 小学校就学の始期に達するまでの子

- (2) 子の看護休暇について、対象となる子の範囲及び取得事由を拡大する。(第 14 条関係)

	現 行	改正後
対象となる 子の範囲	小学校就学の始期に達するまでの子	9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子
取得事由	①負傷・疾病 ②予防接種・健康診断	①負傷・疾病 ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④教育又は保育に係る行事参加

- (3) 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備する。(第 15 条の 3、第 15 条の 4 関係)

- ・職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認
- ・職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供
- ・職場環境の整備（研修等の開催、相談窓口の設置等）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 24 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

下水道事業審議会の副会長の報酬及び費用弁償の額を定めるための改正

2 内 容

副会長の報酬及び費用弁償の額

職名		報酬	費用弁償
下水道事業審議会	副会長	日額 6,000円	1日につき 1,000円

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 25 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

議会の議員の報酬月額を改定するための改正

2 内 容

報酬月額の改定

	現 行	改定後
議 長	455,000円	460,000円
副 議 長	415,000円	420,000円
常 任 委 員 長	400,000円	405,000円
議会運営委員長	400,000円	405,000円
議 員	395,000円	400,000円

3 施行期日

令和7年4月1日

議案第 26 号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を市長の退職日まで延長するための改正

2 内 容

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を市長の退職日まで延長する。

	給料月額		年間減額	減額率
	減額前	減額後		
市 長	905,000 円	724,000 円	給料 1,495,060 円 期末手当 995,500 円 499,560 円	20%
副市長	775,000 円	697,500 円	給料 640,150 円 期末手当 426,250 円 213,900 円	10%
教育長	725,000 円	688,750 円	給料 299,425 円 期末手当 199,375 円 100,050 円	5%
計			2,434,635 円	

※ 期末手当の額は、2.3 月として計算（給料月額に 20%加算措置あり）

※ 市長の任期が 9 月 15 日までのため、9 月分は日割で計算

3 施行期日

公布の日

議案第 27 号

八潮市職員の給与に関する条例及び八潮市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国家公務員の人事院勧告を考慮し、職員の手当等を改定する等するための改正

2 内 容

(1) 扶養手当の改定（第 8 条関係）

扶養手当の月額を令和 7 年度及び令和 8 年度の 2 年間で段階的に次のとおり改定する。

扶養親族		現行	改定後	
			令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	7 級以下	6, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	0 円
	8 級	3, 5 0 0 円	0 円	
子（1 人当たり）		1 0, 0 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	1 3, 0 0 0 円

(2) 通勤手当の改定（第 1 0 条関係）

支給限度額を 1 月あたり 5 5, 0 0 0 円から 1 5 万円に引き上げるとともに、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給する。

(3) 単身赴任手当の支給対象者の拡大（第 1 0 条の 2 関係）

新規採用職員についても支給を可能とする。

(4) 管理職員特別勤務手当の支給対象となる勤務時間帯の拡大（第 1 7 条の 7 関係）

平日深夜に係る支給対象となる勤務時間帯を拡大する。

現 行

改正後

午前 0 時から午前 5 時まで → 午後 1 0 時から午前 5 時まで

(5) 住居手当の支給対象者の拡大（第 1 7 条の 1 0 関係）

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員についても支給を可能とする。

(6) 給料表の改定（別表第 1 関係）

給料表上の一部の職務の級において、それぞれの職務の級の初号近辺の号給を削り、新たに初号となる号給の額を引き上げる。

(7) 規定の整備

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 28 号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正を踏まえ国民健康保険税の賦課限度額を改定し、及び国民健康保険税の税率等を改定するための改正

2 内 容

(1) 賦課限度額の改定（第 2 条、第 20 条関係）

賦課限度額を次のとおり改定する。

	現 行	改定後
基礎課税額（医療給付費分）	65 万円	→ 改定なし
後期高齢者支援金等課税額	22 万円	→ 24 万円
介護納付金課税額	17 万円	→ 改定なし

(2) 所得割率の改定（第 5 条、第 7 条関係）

所得割率を次のとおり改定する。

	現 行	改定後
基礎課税額（医療給付費分）	7.8 %	→ 改定なし
後期高齢者支援金等課税額	2.2 %	→ 2.5 %
介護納付金課税額	2.6 %	→ 2.3 %

(3) 均等割額の改定（第 4 条、第 6 条、第 8 条関係）

均等割額を次のとおり改定する。

	現 行	改定後
基礎課税額（医療給付費分）	28,000 円	→ 35,000 円
後期高齢者支援金等課税額	13,000 円	→ 15,000 円
介護納付金課税額	13,000 円	→ 14,000 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 29 号

八潮市手数料条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正に伴い、確認申請手数料等の額を改定する等するための改正

2 内 容

(1) 手数料の新設、変更等

① 建築基準法関係

手数料の種類		現 行	改正後
建築物の確認申請手数料	床面積の合計が 30㎡超100㎡以内の場合	14,000円	20,000円
建築物の完了検査申請手数料		17,000円	24,000円
建築設備の確認申請手数料（新設）		昇降機1基ごとに14,000円	
建築設備の完了検査申請手数料（新設）		昇降機1基ごとに17,000円	
仮使用認定申請手数料（新設）		120,000円	
既存建築物の大規模修繕等の接道又は道路内の建築制限の緩和に関する認定申請手数料（新設）		27,000円	

② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

手数料の種類		現 行	改正後
長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	面積区分の変更	共同住宅等の床面積の合計が500㎡以内のもの	共同住宅等の床面積の合計が300㎡以内のもの
	建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更	建築物の確認申請手数料と合算	建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は建築物エネルギー消費性能適合性判定のただし書（以下「仕様基準」という。）を適用する場合の

			建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算
③ 都市の低炭素化の促進に関する法律関係			
手数料の種類		現 行	改正後
低炭素建築物 新築等計画認定申請手数料	仕様基準及び計算併用法によるもの（新設）	29,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合)	
	面積区分の変更	床面積の合計が500㎡以内のもの	床面積の合計が300㎡以内のもの
	建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更	建築物の確認申請手数料と合算	建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は仕様基準を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算
④ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係			
手数料の種類		現 行	改正後
仕様基準を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額（新設）		14,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（新設）		5,000円 (一戸建て住宅の場合)	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	仕様基準及び計算併用法によるもの（新設）	29,000円 (床面積の合計が200㎡未満の一戸建て住宅の場合)	
	建築物等の確認申請を併せて行う場合の手数料の合算範囲の変更	建築物の確認申請手数料と合算	建築物若しくは昇降機の確認申請手数料又は仕様基準を適用する場合の建築基準法の確認申請手数料に加算する額と合算

建築物エネルギー消費性能適合確認を要する場合の建築基準法の完了検査申請手数料に加算する額（新設）	5, 0 0 0 円 (床面積の合計が 3 0 m ² 超 1 0 0 m ² 以内の場合)	
建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料（新設）	2, 5 0 0 円 (一戸建て住宅の場合)	
各手数料算定における面積区分の変更	床面積の合計が 5 0 0 m ² 以内のもの	床面積の合計が 3 0 0 m ² 以内のもの
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	(削除)	

(2) 規定の整備

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の措置を設ける。

議案第 30 号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者における連携施設の確保の見直しをする等するための改正

2 内 容

(1) 地域型保育事業者における連携施設の確保の見直し（第 6 条関係）

保育内容支援及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、それぞれの連携施設を確保しないこととすることができるようにする。

(2) 栄養士制度の改正に伴う規定の整備（第 16 条関係）

現 行 改正後

栄養士 → 栄養士又は管理栄養士

(3) 連携施設の確保に係る経過措置期間の延長（附則第 4 項関係）

地域型保育事業者が連携施設を確保しないこととすることができる期間を 5 年間延長する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 3 1 号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者における連携施設の確保の見直しをする等するための改正

2 内 容

(1) 重要事項の書面揭示の見直し（第 2 3 条関係）

重要事項を書面で揭示することに加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けることとする。

(2) 特定地域型保育事業者における連携施設の確保の見直し（第 4 2 条関係）

保育内容支援及び代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、一定の要件を満たすと認めるときは、それぞれの連携施設を確保しないこととすることができるようにする。

(3) 電磁的記録の作成等（第 5 4 条関係）

特定教育・保育施設等が書面により行うこととされている記録の作成、交付等について、電磁的方法により行うことができるようにする。

(4) 連携施設の確保に係る経過措置期間の延長（附則第 5 項関係）

特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないこととすることができる期間を 5 年間延長する。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日。ただし、2 (1) 及び 2 (3) は、公布の日

議案第 32 号

八潮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正

2 内 容

栄養士制度の改正に伴う規定の整備

現 行

改正後

栄養士 → 栄養士若しくは管理栄養士

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

議案第 33 号

八潮市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員配置の基準の柔軟化を可能とするための改正

2 内 容

(1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（第 4 条関係）

① 地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることができることとする。

② 現行の職員の配置基準にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数圏域ごとの第 1 号被保険者の数を合算し、その人数に応じた常勤の 3 職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員）の職員を当該複数圏域内の個々の地域包括支援センターに振り分けて配置することによって、当該地域包括支援センターが職員配置基準を満たすことができることとする。

(2) 規定の整備

3 施行期日

公布の日

議案第 3 4 号

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市勤労者福祉・スポーツセンターの施設の利用を市民等に限定する特例措置の期間を延長するための改正

2 内 容

施設の利用を市民等に限定する特例措置の期間を当分の間延長する。

3 施行期日

公布の日

議案第 35 号

八潮市下水道条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

下水道法施行令の一部改正を踏まえ、規定の整備をするための改正

2 内 容

測定技術の向上により、大腸菌群数よりも正確な指標である大腸菌数を測定することができるようになったことを踏まえた規定の整備

現 行 改正後

大腸菌群数 → 大腸菌数

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日